## 注 文 書

- 1 契約番号 2024000062
- 2 契約 名 セントラルモニタ購入
- 3 納入場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
- 4 納入期限 令和6年11月29日
- 5 別添書類
- (1) 仕様書
- (2) 参考明細書
- 6 担 当 課 経営管理部 総務課

### 仕様書

- 1 契約名 セントラルモニタ購入
- 2 品名,規格及び数量

NO.	品名	規格	数量
1	日本光電工業(株)製 セントラルモニタ		3台
内 訳	セントラルモニタ	CNS-2101	3台
	液晶ディスプレイユニット	VL-238R	3台
	スタンド	DM-140P	3台
	VL ケーブルセット (サブ) 2.5m	YS-113P8	3個
	24 人拡張ライセンス	QL-018P	一式
	ネームプレート	DP-160P	3個
	無線式セントラルユニット(受信機 16 床組込済)	ORG-2100	一式
	無線式セントラルユニット(受信機2床組込済)	ORG-2100	一式
	キーボード	R2-JPV-IV	3個
	送信機	ZS-630P	3台
	マウス	P58-00072	3 個

- 3 納入場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目8番1号
- 4 納入期限 令和6年11月29日
- 5 調達品必要要件
- (1) 当院既存の生体情報管理システム(日本光電工業(株)PrimeGaia PRM-7100)に接続すること。
- 6 設置条件
- (1) 機器設置に係る対応(重機等)をはじめ、搬入・配線など設置調整費の全ての費用

を含むこと。

- (2) 接続・調整に関する全ての費用(作業費・部材費等)を含めること。
- (3) 調達機器が正常稼働するために工事・設置調整が必要となる場合は、受注者の負担として本入札金額の範囲内で整備対応すること。
- (4) 調達機器の設置及び使用に際し、関係機関への届出が必要な調達機器においては、発注者へ報告し、届出に必要な項目を報告すること。
- (5) 調達機器の納入は発注者と協議し、指定場所に納入すること。
- (6) 調達機器の設置及び使用に際し、現行機器の移動が必要な場合は発注者へ報告 し、敷地内の指定場所まで移動すること。

#### 7 サポート・障害支援体制

- (1) 調達機器の取扱いに関しては、担当する職員等が技術を習得するまで十分な教育 訓練を行うこと。
- (2) 調達機器に関する取扱い説明書を紙媒体及び PDF データで発注者に提出すること。
- (3) 納入後一定期間は、調達機器稼動時に技術者を派遣立会いさせ、調達機器の稼動性能を確認するとともに当院職員の使用操作に対し随時指導することとし、その期間は、状況により、発注者と協議すること。
- (4) 納入後の故障等に対しては、迅速な修復が可能な体制を有することとし、当該体制に関する資料を提出し発注者の了承を得ること。
- (5) 無償保証期間は、調達機器の納入検査日から1年間とする。
- (6) 無償保証期間中における定期点検費,人件費,作業費,出張費,修理部品費及び 定期交換部品費等について,すべての費用を無償とすること。ただし,消耗品や事 務用品を除く。
- (7) 調達機器に契約不適合があった場合は、発注者との協議により対応すること。
- (8) 仕様書に記載のない事項については、適宜、発注者との協議に応じること。

#### 8 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則(平成 25 年 6 月 1 日施行。以下「排除規則」という。)の措置要件に該当すると認められたときは、

契約を解除することがある。

- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、 若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者 が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を 求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力 及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認め られるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

# 参考明細書

セントラルモニタ購入

件名	数量	単位	単価(円)	価格(円)	消費税 区 分	摘要
セントラルモニタ	3	台			課税	
液晶ディスプレイユニット	3	和			課税	
スタンド	3	和			課税	
VLケーブルセット(サブ)	3	個			課税	
24人拡張ライセンス		式			課税	
ネームプレート	3	個			課税	
無線式セントラルユニット (受信機16床組込済)		式			課税	
無線式セントラルユニット (受信機2床組込済)	_	式			課税	
キーボード	3	個			課税	
送信機	3	和			課税	
マウス	3	個			課税	
計(税抜)						
消費税額		適用税率 10.0%				
計(税込)						